

光風園地域連携推進会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者支援施設及び共同生活援助（以下「施設等」という。）と地域が連携することにより、利用者と地域の関係づくり、地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、施設等やサービスの透明性や質の確保及び利用者の権利擁護の向上を図るため、地域の関係者を含む外部の方の参画による会議（以下「地域連携推進会議」という。）の開催並びに施設等の訪問に関し必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 この要綱の対象となる施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設 光風園
- (2) グループホーム光風園（きずな、いこいの家かぜ、いこいの家ひかり）

(構成員)

第3条 地域連携推進会議は、次に掲げるものから構成員（以下「地域連携推進員」という。）を6名程度選任する。

- (1) 利用者
- (2) 利用者家族または成年後見人
- (3) 地域の関係者
- (4) 福祉に知見のある人
- (5) 経営に知見のある人
- (6) 市町の担当者等

2 対象事業ごとに地域連携推進員を選任する。

3 選任にあたっては、「地域連携推進会議 参加承諾書」により承諾を得るものとする。

(会議及び施設等の訪問)

第4条 地域連携推進会議並びに施設等の訪問は、各年1回以上行うものとする。

- (1) 共同生活援助の施設等の訪問については、共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員のいずれかが訪問する。
- (2) 施設等への訪問は、地域連携推進会議の開催と異なる日程で行うこともできる。

(公表)

第5条 地域連携推進会議で施設等が行った報告、地域連携推進員から受けた要望、助言等については、議事録又は会議結果概要を作成し、ホームページへの掲載や事業所内での掲示により公表する。

(1) 公表にあたっては、利用者や地域連携推進員の個人情報の保護のため、個人が特定される部分は議事録又は会議結果概要の修正を行う。

(守秘義務)

第 6 条 地域連携推進員は、地域連携推進会議並びに施設等の訪問に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、地域連携推進会議の必要な事項は、園長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。